

伊奈町総務建設産業常任委員会

令和8年9月7日（月曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和8年9月7日（月）

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会	午前	9時00分
・休憩	午前	9時01分
・再開	午前	9時37分
・休憩	午前	9時41分
・再開	午前	9時42分
・休憩	午前	10時09分
・再開	午前	10時10分
・休憩	午前	10時24分
・再開	午前	10時24分
・休憩	午前	10時25分
・再開	午前	10時25分
・休憩	午前	10時47分
・再開	午前	10時49分
・休憩	午前	10時50分
・再開	午前	10時59分
・休憩	午前	11時09分
・再開	午前	11時10分
・休憩	午前	11時11分
・再開	午前	11時12分
・休憩	午後	0時04分
・再開	午後	0時04分
・休憩	午後	0時12分
・再開	午後	0時13分
・休憩	午後	0時15分
・再開	午前	0時16分
・休憩	午後	0時17分
・再開	午後	0時17分
・休憩	午後	0時20分
・再開	午後	0時22分
・休憩	午後	0時25分
・再開	午後	0時39分

・休憩 午後 0時40分
・再開 午後 0時41分
・休憩 午後 0時48分
・再開 午前 0時50分
・休憩 午後 0時59分
・再開 午後 1時00分
・休憩 午後 1時05分
・再開 午後 1時19分
◎閉会 午後 1時28分

4. 出席委員名

委員長 藤原義春

副委員長 仲島雄大

委員 川内雅人、武藤倫雄、山野智彦、戸張光枝、五味雅美、上野尚徳

5. 欠席委員氏名

委員 な し

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 森田範仁 局長補佐 清野聡子

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 大熊 進

教育長 豊田稔之

企画総務統括監 秋山雄一、くらし産業統括監 澤田勝、健康福祉統括監 秋
元和彦、都市建設統括監 今野茂美、企画課長 佐藤亮太、総務課 高山睦男、
危機管理課長 矢部剛、危機管理課主幹 折原 愛、税務課長 村松 優、社
会福祉課長 小坂真由美、いきいき長寿課長 濱野邦光、子育て支援課長 本
多裕司、健康増進課長 木須浩、環境対策課長 北村和幸、土木課長 細田
力、都市計画課長 吉川誠一、DX推進・新庁舎整備室長 瀬口悦史、DX推
進・新庁舎整備室主幹 佐藤研吾、上下水道課長 田口真

開会 午前 9時00分

○藤原義春委員長 おはようございます。

本日、町民の方から本委員会を傍聴したい旨の申出は、今のところありません。

伊奈町議会委員会条例第17条の規定に基づき、申出があった場合は許可したいと思います。
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤原義春委員長 異議なしと認め、申出があった場合は許可することに決定します。

それでは、ただいまから総務建設産業常任委員会を開会します。

ここで、付託されました案件の審査に入る前に休憩して、関係する現地の視察を行います。
これより休憩いたします。

休憩 午前 9時01分

再開 午前 9時37分

○藤原義春委員長 皆様おそろいですので、始めたいと思います。

おはようございます。

休憩を解いて、会議を開きます。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

今日は総務建設産業常任委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

開催の前に視察をしていただきましたけれども、これから設計という格好で入っていくかなというふうに思いますので、令和15年前に、道路はもちろん造らなくちゃならないということですので、これからいろんな意味でよろしく願いを申し上げたいと思っております。

さて、昨日の夕方から大雨情報が流れていて、町としても、非常にどうなるかなということがありましたので、昨日の夜から夜なべでずっと、26人全員で出ていただいて、3交代でぐるぐる回って見ていただきました。

そして、そういう中で1か所だけ、丸山から上尾に抜けるところのヌマバシ、あそここのところだけが道路冠水で通れません。上尾市の職員が向こう側、こっち側は伊奈町職員で通行

止めをやったということでもあります。そのほかは、道路すれすれに来ていたところもあったようですけれども、大丈夫という状態でした。今朝、職員は別れたということでもあります。

それと、もう1点報告しておきますと、今朝の4時過ぎに火災が栄1丁目であって、サイレンが鳴ったということがあったと思いますけれども、ガストというお店があって、そこからちょっと中に入ったところの倉庫のところのパレットが燃えて、電線が垂れ下がってということで、消火作業になったということでもあります。

危機管理課の職員がずっと朝から行っていて、今、多分戻ったかと思いますが、消火をもちろんして、鎮火したということの報告をいただいておりますので、燃え広がらなかったということでは非常によかったなと思っております。状況だけ報告をさせていただきました。

今日は総務建設産業常任委員会、12の案件を提案させていただきましたので、どうぞ全議案とも可決、承認賜りますようお願いを申し上げて、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤原義春委員長 ありがとうございます。

当委員会に付託された案件は、議案12件であります。これらを議題とします。

本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第54号議案 令和8年度伊奈町一般会計補正予算（第4号）の所管事項について質疑を行います。

6ページの債務負担行為補正、9ページから10ページまでの歳入全般について質疑はありませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 お願いします。

債務負担行為についてお伺いします。

4つ上がっているわけですが、数字がついているので根拠があると思うんですが、それぞれ根拠をお示しいただければと思います。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 それぞれの根拠ということなんですけれども、特別委員会でお出ししました資料がありまして、そちらのほうをご覧くださいような形でよろしいでしょうか。

○上野尚徳委員 はい。

○藤原義春委員長 D X推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史D X推進・新庁舎整備室長 では、少しお時間いただきまして、資料の共有のほう
させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時42分

○藤原義春委員長 休憩を解いて、会議を開きます。

危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらA I オンデマンド事業の関係でございます。

こちらの根拠といたしましては、令和9年度から令和11年度までの運行経費、こちらを予算計上させていただくものでございます。

内容といたしましては、運行経費として、従業員の人件費、燃料費、車検点検費用、そのあたりを含めているものと、車両の維持管理費として、修繕費、保険料など、一般管理費で運行事業者の事務所の経費、ドライバーの求人広告費、あと、乗務員の運行する前の教育費、そのあたりについて見込んだ金額でございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 ありがとうございます。

A I の件なんですけれども、令和9年度からということで、これから実施に向けてのスケジュールを改めてお聞かせいただければと思います。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらは、今議会で債務負担の議決をいただいた後に、運行事業者の選定を行いたいと考えております。

そして、併せて地域公共交通会議、併せて運賃協議会、そちらを開催して、運賃、乗降場所など、詳細を詰めていくような形で予定しているところでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 具体的に何月頃とか、目安みたいなものがあれば、お願いします。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちら事業者の選定については、9月議会が終わって、議決をいただいたら速やかにという形になります。

あわせて、運賃協議会と地域公共交通会議については、11月を予定しているところでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 予定どおり進むように、よろしくお願いいたします。

○藤原義春委員長 D X推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史D X推進・新庁舎整備室長 新庁舎関連で3つございましたので、順番にご説明をさせていただきたいと思います。資料を飛ばさせていただきます。

では、初めに、新庁舎初度調弁費でございます。

こちらにつきましては、令和9年度新庁舎開庁に向けまして、遅滞の無いよう進めるために、令和8年度からは什器備品の調達準備を行いまして、令和9年度に什器備品の設置等を実施したいものでございます。

そのため、令和8年から9年の2か年において債務負担行為を追加させていただきまして、今年度に発注の準備をし、令和9年9月から12月の別棟工事、引っ越し期間什器備品の運送、搬入、施工・組立て、設置等を実施したいものでございます。

資料の上から内訳になります。

新庁舎什器備品、全フロアにつきまして、こちらが2億8,569万7,896円。②としまして、別棟の什器備品、こちらが2,574万880円。③としまして、造作家具、こちらが空間に合わせたデザインをしました一点物のオーダーメードの家具なんですけれども、こちらが2,787万480円でございます。合わせまして、3億3,930万9,256円でございます。

以下が、それぞれ什器備品のフロアの主なものの内訳となっております。

続きまして、資料の12ページを飛ばさせていただきます。

こちらが2つ目の債務負担行為でございます。

新庁舎総合情報システム運用環境整備業務でございます。

こちらにつきましてはですが、これも令和9年度の新庁舎開庁に向けまして、各種システム

ネットワーク関係、こちらを国のセキュリティ強靱化に関する新しい強靱化に準拠しまして、再構築し、マイナンバー事務系、L G W A N 接続系、インターネット接続系だけでなく、個別業務に必要なネットワークも含め、統合・集約整備し、各種設計・設置を行うものでございます。

生成 A I 関連で、データセンター等の需要の大幅拡大がございまして、機器等につきまして大幅な納期の延びがあるという状況でございます。このたびは早期に契約をさせていただきまして、資材手配等を進め、開庁時に確実に新庁舎ネットワークを稼働させるために、設計・設置一体として調達・発注を行うため、債務負担行為のほうをお願いするものでございます。

主なものとしまして、こちらの積算根拠の①のところ、機器機材設置作業ということで、サーバー類であるとか、ネットワーク機器、ファイアウォール、そういったものを石器・設置しまして1億6,275万6,292円、設置業務、機器の設定等で7,918万5,400円、その他としまして1,664万7,625円、こちらは運用支援・保守等になっております。

続きまして、資料の14ページをご覧ください。

3つ目の債務負担行為でございます。

新庁舎電算室等構築業務でございます。こちらも令和9年度の新庁舎開庁に向けた電算室、そちらに必要となる無停電装置、ラック、監視システムの導入・構築に係るものでございます。

こちらも先ほどと同じように、生成 A I 関連でデータセンター需要が拡大している関係で、早期に契約させていただきまして、資材手配を進めまして、遅延なく開庁を迎えたいという部分がございまして、このたびの債務負担行為をお願いするものでございます。

金額としましては、7,530万5,000円でございます。無停電装置であるとか、ラック、監視機器、そちらのほうの部分に係る費用でございます。

説明のほうは以上です。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 よく分かりました。

室長の言葉の中にもありましたけれども、やはり工期が間に合わないというのが、今、物すごく時間がかかっているということもありますし、後に行けば行くほど、後に行って安くなるということは、まずないと思いますので、本当に早期に契約していただければと思います。

そういった中で、具体的な契約期間、頭にある契約期間と、入札は全部、一般競争入札でやるつもりなのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 初度調弁費に関しましては、こちらは、現在では入札のほうを考えておりまして、年内に契約に向けて入札を準備しまして、1月中旬・下旬に仮契約を結ばせていただいて、3月議会で契約の承認をいただければと考えております。

総合行政情報システムネットワーク、こちらにつきましては、現在はプロポーザルを考えております。こちらも業者選定のほうを年内に進めまして、1月上旬に契約をしまして、それから、年度が切り替わりましたら調達のほうに進んでいきたいと考えております。

同じく電算室の総合行政情報システム、こちらのほうもプロポーザルで考えておりまして、先ほどのシステムネットワークの関係と同じく、1月上旬に契約をしまして、進めていきたいと考えております。

初度調弁費の調達なんですけれども、今入札の方法をいろいろ検討しておりまして、町内事業者さんも参入しやすいような形とか、契約のほうを少しグループを考えまして、いろいろな形で業者さんに入っていただけるような形で、今、制度を考えているところでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

できるだけ低価格でやってもらいたいところではあるんですけれども、とはいえ、特に総合情報の部分だとか電算室に関しては、非常に大事な部分になってくると思いますので、プロポーザルということなんだと思うんですけれども、よい提案を選んでいただいて、多少かかってもしようがないのかなと思いますので、そのあたりよろしく願いいたします。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 お願いします。

今回の債務負担行為で新庁舎関連が3点出てきています。

これまでもかかっている経費、各種設計ですとか、検討の業務委託、それから、建設費、山下PMCの費用とか、それら全て債務負担行為ですとか、これまでの支出額とかを足した現時点での新庁舎関連の総経費というのは、幾らぐらいになっているんでしょうか。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 総経費ということでお話しいただきましたので、継続費で頂いています庁舎の建築・建設工事に係る部分が、現在は63億7,171万円でございますが、それ以外の部分で、支援業務に関しましては、令和10年度まで予定としてはあります。そちらの合計が約1億700万強、そちらが見込みでございます。

その他の業務としまして、先ほどお話ししました3点の初度調弁費以外の部分でも業務等ございますが、こちらのほうを合わせますと、令和10年度までの見込みで8億8,000万程度、現在見込んでいるところでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 総額で、最後表していただいてもいいでしょうか。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 では、継続費とその他の業務ということで、先ほどお話しさせていただいたものを合わせまして、73億5,000万円強、ただいまそちらのほうで見込んでおるところでございます。

以上です。

○武藤倫雄委員 以上です。ありがとうございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 今の質問に関連するんですが、今、総経費というような質疑でされたと思うんですけども、いわゆる総工費という形になりますと、外構とか解体とか、その辺も全部入ってくると思うんですが、そういう意味での総工費は、建設で幾ら、解体まで含めると幾らということで、全体像を確認させていただきたいと思いますので、お願いします。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 継続費のほうは、63億7,171万円の中に外構工事費であるとか、旧庁舎の解体費も含んでおりますので、総工費としては、今のところ契約額のとおりという形になります。

そのほか、例えば、ちょっと附帯工事とか想定外のものが、もしあれば追加されるような部分はあるんですけども、現在のところそういった予定は、今のところないので、こういった形になります。

以上です。

○藤原義春委員長 山野委員。

○**山野智彦委員** よく完成すると、市町のデータで総工費幾らでしたと出すんですけれども、その金額には、例えば、今回の備品類とかシステム運用とかは、一般に入らないものなのですか。

○**藤原義春委員長** D X推進・新庁舎整備室長。

○**瀬口悦史D X推進・新庁舎整備室長** 総工費の内訳というか、どこまで含むかみたいなお話かと思うんですけれども、やはりその他の業務としまして、先ほどの継続費以外の部分で、例えば、今後予定されるものとしましては、引っ越しの業務であるとか、あと、家電を処分しなくちゃいけない処理費であるとか、什器備品とは切り離して、環境用品、例えばゴミ箱であるとか、サニタリー用のものを調達したりとか、そういった部分がありまして、どこまでを総工費として含むかどうかについては、今後整理させていただいて、お話しさせていただければと思います。

以上です。

○**藤原義春委員長** 山野委員。

○**山野智彦委員** 分かりました。

次、オンデマンドバスについてなんですけれども、大変町民の関心も高く、特に乗降場所等については、非常に関心があります。

お話を聞いていると、「いなまる」がなくなるだけみたいな誤解もあったりして、そうじゃないんだみたいな話なんかもしているところなんです、運賃協議会で場所を決めるということなのですが、どういう観点で決めるのか、その辺の方向性を教えてください。

○**藤原義春委員長** 危機管理課長。

○**矢部 剛危機管理課長** バス停の関係でございますけれども、こちらは、まず今現在の「いなまる」のバス停については、そのまま継続利用するというような形になります。これが今68か所ございます。デマンドでは、それに100か所追加を予定しているところでございます。

設置場所につきましては、まず、多くの利用が想定されている病院、そして、商業施設、あとは、集会所、まず優先的にそこに設置を考えておりまして、その後、最終的には、150メートル圏内にバス停があるような状態で配置をしていく形で、今、事業者のほうとも協議をしているところでございます。

以上でございます。

○**藤原義春委員長** 山野委員。

○**山野智彦委員** 分かりました。

非常に関心の高い部分ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらの協議するのは、運賃協議会ではなくて地域公共交通会議のほうで検討するような形になります。

以上です。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありますか。

仲島委員。

○仲島雄大副委員長 お願いします。

何点かあるんですけども、まず最初、新庁舎初度調弁費関係です。

既存什器を再利用することで、新規購入費をどの程度抑えられているような形とっていらっしゃるのか教えてください。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 少しお時間をいただいてよろしいでしょうか。

○藤原義春委員長 よろしいですか。

仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 続いて、什器関係なんですけれども、今見せていただいた資料なんですけれども、各階の配置には、新規什器とは別に令和9年度購入分という区分があります。この令和9年度購入分は、今回配置する3億3,931万円の中に含まれているのでしょうか。それとも、別で令和9年度に購入する什器があるのか教えてください。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 こちらの緑の部分につきましては、令和9年度に今回の債務負担行為とは別に、切り分けた形で予算を計上させていただきたいものでございます。以上です。

○藤原義春委員長 仲島委員。

○仲島雄大副委員長 それ以外にも、やはりまだお金がかかるというような形でしょうか。

○藤原義春委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 今回の初度調弁費に関しましては、スケールが大きくて、例えば、ものの数が多いとか、調達期間が一定程度必要なものにつきましては、8年、9年の2か年で契約行為から調達まで含んでやらせていただきたい部分でございしますが、9年度の中で間に合うものについては、少し切り分けさせていただきまして、今回の調弁費が

らは外して、別の計上とさせていただいたものでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 大体どれくらいを見込んでいますか。

○藤原義春委員長 D X推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史D X推進・新庁舎整備室長 いろいろ、先ほど緑のところの部分につきまして、金額ですと1,300万円程度を今のところ考えております。

以上です。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 分かりました。

続いて、什器関係について、もう少しお伺いします。

入札の関係で、什器全体を一括で発注するのか、それとも、品目に分けて発注をするような入札を取るのか、どのような形で考えているのか教えてください。

○藤原義春委員長 D X推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史D X推進・新庁舎整備室長 基本は品目、製品ごとにグルーピングしまして、大きく分けた形で発注をかける予定でございます。

そのほか、少し条件とかいろいろ今考えているところではありますけれども、何分割かさせていただくようなところもあるかと思しますので、例えば、椅子だったら椅子全部という部分、基本になるんですけれども、その中でも、少しグルーピングとかも今検討させていただいた上で、発注を少し分けさせていただいて、入札させていただく予定でございます。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 細かく分け過ぎることによって、逆に制限がかかり過ぎちゃって、入札できる業者が限られるということはないでしょうか。

○藤原義春委員長 D X推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史D X推進・新庁舎整備室長 細かく分ける、現状、分割する予定ではありますけれども、細分化、例えば10、20とか、そういう分け方まではいかない、なるべく効率よく、スケールメリットを出した形で、入札の効果が出るような部分と、併せていろいろな方が入札に参加できるような形を今両方の面で検討しておりますので、なるべく広く参加いただけるような形で、入札の方式を考えているところでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 続いて、造作家具というので2,787万円程度見込まれているんですけども、既存製品ではなく、なぜオーダーメイドを必要として判断したのか教えてください。

○藤原義春委員長 D X推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史D X推進・新庁舎整備室長 こちらの造作家具の部分ですけども、主に1階にあります伊奈ギャラリーという展示施設がございます。今回の1階の新庁舎の、ある意味、目玉というか、しっかりやっていきたいところでございます。

そちらのほうの什器、展示什器につきまして、デザイン、機能面を考えまして、こちらの造作家具ということで計上させていただいています。

以上です。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 既製品との、メリットがいまいち伝わってこないんですけども、金額がやはり2,700万円、約3,000万円ぐらいするという部分を考えると、もう少し打ち出せるものが必要じゃないかと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○藤原義春委員長 D X推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史D X推進・新庁舎整備室長 こちら伊奈ギャラリーですけども、伊奈町の魅力であるとか、そういった部分、図書館業務と連携し、例えば本と町の業務周知とか、あと、例えば、文化団体さんの発表・展示の場になるようなところを想定しております。

そういった中で、しっかりとデザインを含めて、こちらの家具を造らせていただきまして、庁舎自体の魅力、伊奈町の魅力発信につながるような形で進めさせていただきたいと考えて、造作にさせていただいています。

以上です。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 金額に見合う分だけ、うまく活用できるといいなと思います。

最後ですけども、新庁舎総合情報システム運用環境整備の2億5,859万円の関係なんですけれども、4者の回答額の平均というような形で根拠を出していますけれども、なぜ積算の根拠が平均なんでしょうか。それを教えてください。

○藤原義春委員長 D X推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史D X推進・新庁舎整備室長 こちら各者の、ある程度仕様は絞るんですけども、企画提案型の見積りの形で金額をいただいている部分ですので、それぞれ各者ごとの強みで

あるとか、メリットみたいな中で、多少金額の差がありましたので、平均という形で予算計上させていただいています。

以上です。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 教えていただけるのであれば、最高額と最低額を教えてください。

○藤原義春委員長 D X推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史D X推進・新庁舎整備室長 こちら、最高額のほうが3億1,876万220円、最低額につきましては1億9,448万4,850円でございます。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 金額にかなりの差が出てきているんですけども、性能や数とか、作業範囲とか様々な部分って、条件は同じだったんですかね。

○藤原義春委員長 D X推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史D X推進・新庁舎整備室長 こちらは、仕様は同じもので、見積り依頼しておりますので、各者の判断でこちらの金額が出てきたというふうに解釈しております。

以上です。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 分かりました。

以上になります。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○藤原義春委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、歳出に対する質疑に入ります。

11ページの第1款議会費について、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

11ページから14ページまでの第2款総務費について、質疑はありませんか。ただし、13ページから14ページまでの第3項戸籍住民基本台帳費は除きます。

質疑はありますか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 お願いします。

まず初めに、11ページから始まっている総務費、それぞれ一般管理費なんですが、これ、全体を通して、第64号議案にあります駐車場の通勤手当の分は反映されているものとして捉えてよろしいのでしょうか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 今回の人件費の補正の中に、通勤手当の増額分も含まれております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 そうすると、役場の駐車場を借りている職員の皆さんというのには、駐車場料金を徴収して、同額を手当で支払ってという流れになろうかと思うんですが、そうすると、不要な事務負担ですとか、見た目の経費が増えるような気がするんですが、今後どのように取り扱っていく予定か、お考えはありますでしょうか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 駐車場の利用につきましては、今回の通勤手当の改正に伴いまして、職員駐車場を無料にするかということも併せて検討をいたしました。駐車場の利用に関しましては、これまでも、駐車場を利用している職員につきましては利用料を支払うという考え方がございましたので、今回、条例改正によって、駐車場利用料金が通勤手当として支給されることとなりますが、これまでどおり、駐車場料金につきましては、利用した職員から駐車場をいただいて、手当につきましては、その手当に基づいて通勤手当を支給するという考えでございます。

また、今回、近隣市のほうにも確認をいたしまして、近隣市においても伊奈町と同じような状況がございますが、近隣市におきましても、伊奈町と同様に、職員から駐車場代を頂いて、駐車場料金につきましては手当として支給しているということでございましたので、同じような対応でやらせていただきました。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 事務負担ですとか、業務の効率化という観点も、日頃からお考えになりながら進めていらっしゃるかと思うので、今後も継続して研究しながら、こういった形がいいのかというのは不断の研究を続けていただければと思います。

続けます。同じく12ページの財産管理費で、国補助金等返還金696万7,000円についてなんですが、こちら、何の事業についての返還金なのか伺います。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 こちらは重点支援交付金の不用額を返すものなんですが、国のほうで定額減税をやっていた際に、低所得者世帯であるとか、定額減税しきれない方に対して、不足額を給付する事業を行ってございました。そちらの事業で、事務費の不用額が出たということで、返還するものでございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

続けて、同じく12ページの電子計算費で、備品購入費ですね。これ、本会議の説明の中で、職員の増加による増額ということだったんですが、これの内訳を確認させてください。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 こちらは、住民の方のサービスに必要な基幹系のパソコンの不足の部分でございます。こちらが、内訳ですと、子育て支援課、税務課、収税課に各1台ずつの3台でございます。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

続けて、すぐその下の交通対策費で、町内循環バス運行管理事業、期間の延長によるものということだったんですが、こちらの積算根拠は、これまでの委託料の単純に案分なのか、それとも、期間が短いということで、特別な経費というのは、この数字がかけられているのか、確認させてください。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらは、町内循環バスいなまるの11月以降の運行委託料という形になっておりまして、当初予算の増額分という形になっております。こちら、事業者から徴した11月以降の延長分の予算見積書、こちら、本来2台分で計上すべきである人件費、燃料費、修繕費の経費を1台分しか計上していなかったということが判明をいたしまして、運行事業者側から委託料増額の申出があったという形のものとございます。見積りをいただいたとい

うような形でございます。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 そうすると、この金額については、これまでの委託料に対して期間で案分とかではなくて、純粋に業者から出てきた見積りによって決定した額ということになるのかと思いますけれども、イメージからして、これまでの委託料の案分の5か月分と比較すると、やっぱり多少割高になっているものなんではないでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらですけれども、見積りをいただいたという形になります。こちら、業者のほうと協議をさせていただいて、最終的には、上半期というか、4月から11月1日までの1日当たりの運行経費よりも安い形で、事業者が見積りを提出してきたものでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 以上です。ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかにありませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 今の件なんですけれども、延長分ということで説明があったんですが、そもそも当初提示された金額が少なかったと、1台分だったということですよ。単純に延長分ということではなくて、提示金額がそもそも少なかったということによろしいですか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうなると、最初提示あった時点で、金額が1台分ですから、分からなかったことなんですかね。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちら、当初、見積りをいただいたときに、事業者の確認をしたところ、問題ないというような形のお答えをいただいて、あわせて、提出いただいた見積書には、2台分という記載があったので、そのまま予算計上したというような形になります。

以上です。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 事業者のほうの誤りということは分かるんですが、ただ、金額が要するに半分で来たということだと思いますので、金額だけを見ても分かることじゃないかなと思います。

以上です。

○藤原義春委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

19ページの第5款農林水産業費について、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

19ページから20ページまでの第6款商工費について、質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

20ページから22ページまでの第7款土木費について、質疑はありませんか。

戸張委員。

○戸張光枝委員 よろしく申し上げます。

20ページの町道維持管理事業の街路樹剪定等委託料について伺います。

今回計上されている20万円は、具体的に町内のどの道路、どの地域の街路樹を対象としているのかと、あと、当初予算では対応できなかった事情があるのか、お聞かせいただければと思います。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 こちらの場所なのですが、寿地内にございます桜の木4本となります。

こちらの桜の木の伐採なのですが、クビアカツヤカミキリの関係で、当初の予算のときには発生が確認できなかったものが、再度調査をした段階で、4本さらに増えていたということで、追加で補正をさせていただいたものです。

以上です。

○藤原義春委員長 戸張委員。

○戸張光枝委員 ありがとうございました。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 今のところですけども、これの金額については4本の増加分ということで、町全体としては、被害状況はどのぐらいになっているんでしょうか。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 当初予算で町道では、寿の桜、それから綾瀬川の桜を含めまして、21本、計上していたのですが、今回、寿の桜が4本追加になったということで、全部で25本の被害が確認されております。

以上です。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 剪定ということなんですけれども、伐採まではいかなくて済むということでしょうか。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 こちらにつきましては、全て伐採で対応するものになります。

以上です。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 大丈夫です。

○藤原義春委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

24ページから34ページまでの給与費明細書、35ページの債務負担行為調書について、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第54号議案のうち所管事項に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

これより採決を行います。

第54号議案 令和8年度伊奈町一般会計補正予算（第4号）のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第54号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○藤原義春委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第56号議案 令和8年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第56号議案 令和8年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第56号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第59号議案 伊奈町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 お願いします。

議案の1ページ目の下のところに、営業費用を、624万5,000円を追加しますと。次のページに、職員給与費として263万7,000円という記載があって、この差額が360万5,000円になるんですが、これは次のページ、3ページの表の右下の負担金とほぼイコールになるんですが、まず、そういう理解でよろしいかお尋ねします。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 負担金ですけれども、都市建設統括監が上下水道統括監を兼務しておりますので、人件費は一般会計から支払われており、総務課から提示された令和8年度における都市建設統括監人件費見込額の4分の1を水道事業負担金として一般会計に支払っている金額でございます。

以上になります。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 差額の計算は、それでよろしいわけですね。負担金が360万8,000円になっていますけれども、それは差額の部分ということでよろしいですか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 そうなります。おっしゃるとおりでございます。

○山野智彦委員 分かりました。

○藤原義春委員長 ほかにありませんか。

仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 お願いします。

給与費明細書ですが、職員の数が7人から8人に増員されているんですけれども、これは、水道事業として8人体制にする必要があったために増員されているのでしょうか。そのところをまず教えてください。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 職員の増員をお願いいたしております、その増員がかなったものでございます。職員の事務及び事務継承も重要な課題でありますので、その増員を人事にてやっていただいたものでございます。

以上になります。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 ということは、令和8年以降、これからずっと8人というような形の考えで当面の間はいいというような理解でよろしいでしょうか。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 定員でいきますと、ちょっと少ないんですけれども、その辺は、職員の事務の習熟度等もございますので、そちらとの兼ね合いも見ながら、人事等はお願いしていくことになると思います。

以上になります。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 等級別の職員数で確認をさせていただきたいんですけれども、一般職が7から8へ増えています。4級が3人から2人、1級がゼロから2人と、職務上、構成も変わってきているんですけれども、今回の配置で、管理監督を担う職員と実務を担う職員の役割分担を少し教えてください。

〔発言する人あり〕

○仲島雄大副委員長 ページ数ですか。15ページです。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 役職ですけれども、主事補が2、主事が1、主任が1、係長級2、補佐1、課長が1と、あと会計年度が1名になっております。

以上になります。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 10ページになりますか、今度は給与費明細書で、会計年度職員以外は、職員の分は347万2,000円増えているんですけれども、会計年度の職員分は83万5,000円減っ

ていますけれども、これは何か今回の人員異動によって変更が生じたものなのか、少し説明をお願いします。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 会計年度の勤務日数が週5から週4日に変更になっております。
以上になります。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 以上になります。

○藤原義春委員長 D X推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史D X推進・新庁舎整備室長 先ほどの転用什器の効果額ということで、お時間いただきまして申し訳ございませんでした。

効果のほうですが、概算で2,100万円程度、効果が出ているという形になります。

以上です。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第59号議案 令和8年度伊奈町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第59号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第60号議案 令和8年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行

います。

質疑はありませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 お願いします。

先ほどの水道と同じなんですが、営業費用690万5,000円から職員給与費673万1,000円を引いたものが、3ページの表の右下の負担金17万4,000円になることについての説明をお願いします。

○藤原義春委員長 上下水道課長。

○田口 真上下水道課長 こちらが、退職金手当負担金の17万4,000円になっております。

以上になります。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 退職金の負担金、分かりました。

○藤原義春委員長 よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第60号議案 令和8年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第60号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第61号議案 伊奈町行政手続条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員　お願いします。

新旧対照表でご確認いただくと分かりやすいかと思うんですが、その2ページで、第15条の第4項が追加されています。その中で、不利益処分の公示の方法について、まず、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、掲示板であるとか、電子計算機に表示したもので措置をするということがあるんですが、まず最初の前提となる不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともにというのは、どのような状態を予定されていますでしょうか。

○藤原義春委員長　総務課長。

○高山睦男総務課長　ここでいう不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くという部分につきましては、こちらにつきましては、インターネットによる公表を行うということでございます。今回、町におきましては、ホームページのほうで公表をしていきます。

以上です。

○藤原義春委員長　武藤委員。

○武藤倫雄委員　そうしますと、後段のほうに、掲示場への掲示、または電子計算機の映像面に表示したものを閲覧できる状態にとあるんですが、今のお話でいくと、まず前提として、閲覧できる状態に置くというのがホームページ、インターネット上ということで、それとともに行うのが掲示場への掲示、または、同じくパソコン上、インターネット上ということになってくるのかなと思うんですけれども、そうすると、インターネット上に置くことによって、この前段、後段のほうを両方満たすという公示の方法をお考えなんでしょうか。

○藤原義春委員長　総務課長。

○高山睦男総務課長　ここでいう、先ほど説明しました前段の部分につきましては、インターネット、ホームページへの公表でございまして、その公表につきましては、必ず行わなければならないことになります。

それと、プラスして、掲示場での掲示、これは、今までどおり役場の掲示板に紙を貼り付ける行為になるんですが、掲示場による掲示、または、役場の庁舎のどこかにパソコンを置いて、町民の方がそのパソコンを閲覧できるような状態にするという、これはどちらかになるんですが、伊奈町におきましては、今までどおり掲示場での掲示をここでは選択をしているということになります。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 以上です。ありがとうございました。

○藤原義春委員長 ほかに。

山野委員。

○山野智彦委員 お願いします。

ホームページに掲載するということなのですが、どこに掲示するような形を想定されておられるのか伺います。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 こちらにつきましては、現在ホームページで、税関係は、公示送達を、ホームページで、スタートしております。そこと同じような形で、ホームページの公示送達の部分の画面に掲載を考えております。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 そのホームページの改善をお願いしたくて、これも質問しているんですが、検索がなかなかしづらいところがあります。例えば、今、町のホームページを出しているんですけども、暮らし・手続きというところをクリックしますと、就職・離職から消費生活まで項目が出てくるんですが、この項目のところに、空き家関係とかってないんですね。例えば、就職・離職を1つクリックすると、右側に、その下に並んでいる枝項目が縦にずらっと並んできて、そこには、例えば空き家とか出てくるんですよ。

だから、こういう階層のところが順番にちゃんと見えるような形で、それで進んでいけるような形で改善をしていただきたいと思います。関連しますと思いますので、分かりやすくしていただきたいということで質問します。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 ホームページへの掲載につきましては、どのような方法が見やすくなるのか検討して、見やすくなるように検討していきます。

○藤原義春委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 今回の議案との大きい関連という意味でしょうけれども、ホームページの見やすさ、いわゆる縦にずらずらずらっといかないで、今委員おっしゃったのは、例えば大項目ぐらいは最初のところにあったり、そういうイメージのことをおっしゃっているのかなと思います。

ホームページの構築の仕方は、秘書広報の中で、もう一度よくもんでみます。それこそ

見る方に一番分かりやすい形での掲載が一番いいかと思いますので、今の総務課の議案の関係もしかり、全体的に、例えば今のくらし・手続きから入ったときの見方というんでしょうか、もう一度内部で見直して、検討してみたいなと思っています。

以上です。

○山野智彦委員 よろしくをお願いします。

○藤原義春委員長 川内委員。

○川内雅人委員 同じ流れでお伺いいたします。

先ほどのご答弁ですと、ネット、ホームページに掲載するのがメイン、主で、掲示板に掲出するのは従という理解で、まず正しいでしょうか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 なかなか難しい部分なんですけれども、おっしゃるとおり、まずはホームページのほうで公表することと、あと、掲示場での掲示については選択肢がありますので、その選択の中で、伊奈町は掲示場での掲示を選んでいるという形でございます。

○藤原義春委員長 川内委員。

○川内雅人委員 ありがとうございます。

掲示場に掲示した日以降の7日間が掲示期間となっていますけれども、ホームページの7日間なのか、掲示板に掲出されて7日間、どちらですか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 今回の行政手続法での公示送達につきましては、14日間、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知が通知したものとなります。7日間というのは、また掲示するものによって変わってきます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 川内委員。

○川内雅人委員 ごめんなさい、私が見ているのは納税だったので、7日間じゃなくて2週間、承知しました。

改めてお伺いします。ホームページに掲載されてから2週間、それとも、掲示板に掲出されてから2週間、どちら、それとも同じ日なんでしょうか、ネットに掲載されるのと掲示板に貼られるのというのは。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 ホームページで公表する日と掲示板に掲示する日は、同じで行います。

○藤原義春委員長 よろしいですね。

質疑、ほかにはありませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 不利益処分についてですけども、許可の取消しとか、そういったものが、お話が説明であったと思うんですが、具体的に、伊奈町でどういった事例がどの程度発生しているのか教えてください。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 今回、総務課でも分からない部分がありましたので、庁内、全庁的に調査を行いまして、過去5年間では、不利益処分はゼロ件でございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうしますと、実際には、過去5年間の範囲ではなかったということですね。分かりました。

○藤原義春委員長 よろしいですね。

ほかにはありませんか。

仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 お願いします。2点ほどあります。

公示の法的な効果が生じた後も掲示を続けるのでしょうか。一定期間で削除するのか、掲載期間の基準ってどのような形になっていますでしょうか、お願いします。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 掲示期間が過ぎましたら、その時点でホームページは落としますし、掲示板のほうは取り外します。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 2週間たたなくても効果があつた場合は、そのまま削除するという認識ですか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 実際に通知が本人に届いた場合につきましては、その以降は必要がなくなりますので、その場で掲示やインターネットのほうは消すようにいたします。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 今、ホームページの話が出てきたものですから、確認なんですけれども、ホームページ、インターネットだと、障害で見られなくなったりすることがあると思うんで

すけれども、その取扱いってどうなんですか。2週間に含まれるのでしょうか、含まれないのでしょうか。その運用方法を教えてください。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 ちょっとお時間をいただいてもよろしいですか。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 分かりました。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時49分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

総務課長。

○高山睦男総務課長 先ほどのシステム障害の関係なんですけど、基本的には、今回の公示送達の運用などは、国のほうからマニュアル等が出ておりますので、今すぐ、ちょっとその辺が分からないんですが、運営していく中で、そういったところも国のほうに聞きながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 できたら、この辺のところは想定していると思いますんで、もう少し深く突っ込んだ部分を調べた上で臨んでいただけるように、今後はしていただければよろしいと思う。分かった段階で教えてください。

○藤原義春委員長 よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第61号議案 伊奈町行政手続条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第61号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時59分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

総務課長。

○高山睦男総務課長 先ほどの仲島委員からのご質問のインターネット等の障害があった場合
の取扱いの関係なんですが、確認したところ、やはりシステムで障害があった期間につきま
しては2週間の算入期間には含めないこととされておりますので、その期間を除いて2週間
という考え方になります。

以上です。

○藤原義春委員長 大丈夫ですか。

○仲島雄大副委員長 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 次に、第63号議案 伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の
一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 お願いします。

被害者参加人というのが加わったということなんですが、町のほうからこれはどういうもの
なのか、そして実際に休暇を取るときにはどういう手続を取るのか、教えてください。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 被害者参加人につきましては、被害者参加制度というのがございまして、被害者やご遺族などが事件の当事者として、自ら被害を受けた事件のいきさつや結果を見守りたい、そのような場合に、被害者の方が裁判所に出席して、被告への質問など一定の訴訟活動が直接行えるという制度でございますが、この被害者参加制度により、裁判所から刑事裁判への参加が許可された被害者遺族の方でございます。

この際の休暇の取り方なんです、こちらにつきましては特別休暇という形になりますので、特別休暇簿にその証明するものを添付してもらって休暇の取得をしていただくようになります。

○山野智彦委員 ありがとうございました。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第63号議案 伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第63号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第64号議案 伊奈町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 お願いします。

駐車場料金を5,000円を上限にみますよという内容なんだと思うんですけども、まず近隣というか、今の駐車場料金がどれぐらいかつかめているようでしたら、幾らから幾らぐらいの範囲ということでもいいと思うんですけども、教えていただければと思います。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 駐車場料金につきましては、現在、職員駐車場を利用している職員につきましては3,000円でございます、民間の駐車場を利用している職員もいるんですが、民間につきましては4,000円から5,000円の駐車場を使っております。

以上です。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 1つ、あと台数、現状使っている台数が分かりましたらお願いします。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 台数につきましては、町の職員駐車場を利用している職員が168名です。民間駐車場を利用している職員が14名で、合計182名でございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 182台ということなんですけれども、それを5,000円ということで、5,000円掛けると月に91万円負担することになるよと。これが、年間でいくと1,000万超えてくる、1,100万円になってくるということなんですけれども、補正予算で聞くかどうか迷ったんですけども、駐車場なのでこっちで聞いているんですけども、1,092万円、10年だと1億超えてくる。30年だと当然3億を超えてくるという数字なんですけれども、駐車場を借りる、それを補助するというのはいいいことだと思うんです、それ自体は。ただ、その金額になると、買上げだとか立体駐車場を造るだとか、そういうことも視野に入れられるし、入れるべきじゃないかと思うんですけども、そのあたりお考えがあるようでしたら、お聞かせいただければと思います。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 駐車場の関係でございますが、今回、こういった形で駐車場料金のほうが職員手当として支給することになりましたので、できる限り経費というんですか、そういったものを抑えていく必要があると思いますので、現在、職員駐車場につきましては借りておりますので、今後、こういった方法が、経費削減できるかというのは検討していきたいと考えております。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 トータルとして、使いやすく安くなる可能性もあると思いますので、そのあたりは今後検討していただければと思います。

以上です。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 これはこの本庁舎だけじゃなくて、出先についても適用されるということでよろしいでしょうか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 出先につきましても適用されます。職員全員として、会計年度につきましても適用になります。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 お願いします。

こちらも新旧対照表の２ページで質問させていただきたいんですが、通勤手当の額、第２項の２号について、これまではアからナという形で区分を明記されていたんですが、今後はこの規則で定めるということになっています。

既に規則には反映されているかなとは思いますが、まず今現在、規則に反映したのが現在のアからナと同様の内容になっているのか。

また、確認なんですが、今後、そちらの区分分けが規則になるということなので、今後、内容に改正があっても議会に諮られることはなくなるということになるのか。その２点について伺いたいします。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 委員おっしゃるとおり、この部分につきましては規則のほうに、国と同様の方法ですが、規則のほうに規定をいたします。規定時期につきましては、この条例の施行と併せて規則のほうも公布する予定になっております。

今後、もしこの部分が、改正する場合につきましては、規則の改正になりますので、議会のほうに議案のほうを提出することはありません。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 もう１点伺っていました。当初の規定では、現在のアからナと同じ内容にな

るのかどうか、お願いいたします。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 失礼いたしました。内容は同じでございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかにありませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 お願いします。

今回、遠距離区分が拡張された改定になっていると思うんですが、実際に町の職員で一番遠いところから通われている方というのは、距離何キロぐらいなんでしょうか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 一番遠い職員が今、熊谷から来ております。大体、距離は30キロぐらいと認識しております。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 ありがとうございます。

防災上の観点から、通勤に30分以上かかるような距離というのが、どうでしょう、15キロくらいからなのかなと思うんですが、そのぐらい以上から来られている職員の数というのはどのぐらいあるか、もしお分かりになりましたらお願いします。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 お時間をいただいてもよろしいですか。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

仲島委員。

○仲島雄大副委員長 1点お願いします。

先ほどの武藤委員の話の中の延長なんですけれども、議案になることがないということで

すが、規則になった場合でも、我々議員側には何か周知とかというようなこともなくなるんじゃないでしょうか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 規則の改正につきましては、告示でお知らせすることにはなりますが、改めて議員さんにお知らせは行っておりません。

○藤原義春委員長 仲島委員。

○仲島雄大副委員長 分かりました。

議員側で調べるしかないというような形であるのかなと思います。はい、分かりました。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

ほかに何か質疑は、特にございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第64号議案 伊奈町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第64号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第65号議案 伊奈町税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 お願いします。

今回の改正で、固定資産税の家屋と償却資産の免税点が上がる内容になっています。この改正によって課税額、固定資産評価額に対する課税額というのが、それぞれ段階がずれ込んでいくのか。言い方を変えると、この免税点というのは控除額と同義になるのかどうかという点を確認させていただきたいのと。

今回の改正によって、固定資産税に対する影響額というのはどの程度のものになるのか、お願いいたします。

○藤原義春委員長 税務課長。

○村松 優税務課長 今回の改正で行われましたのは、固定資産税の課税標準額の免税点の引上げとなっております。課税標準額といいますのは、それぞれの資産の税額の計算の基礎となるものでございまして、この課税標準額に対して税率1.4%を掛けて固定資産税というのが計算されます。

今回の改正によりまして、家屋が20万円から30万円、償却資産が150万円から180万円に免税点が引上げとなりました。これによりまして、影響額といたしましてでございますが、家屋につきましては46件で約16万円、償却資産につきましては35件で80万円、こちらが今年度ベースでございますが、新たに免税点の引上げによって課税がされなくなる件数となっております。償却と家屋を合わせますと、約100万弱の金額が減収となる見込みでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 そうしますと、整理して確認なんですが、今回の改正によると、非課税になる物件が増えるということであって、全体が控除額が増えて下がる、それぞれの全ての物件に影響があるというわけではなくて、非課税となる物件の件数が増えるという内容の改正ということでしょうか。

○藤原義春委員長 税務課長。

○村松 優税務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 結構です。ありがとうございます。

○藤原義春委員長 戸張委員。

○戸張光枝委員 よろしくをお願いします。

償却資産180万円の引上げについてで、特に町内の中小企業や個人事業主にとっては一定の税負担軽減につながると考えるんですが、この改正の対象となる事業者に対して町として制度変更をどのように周知していくのか、教えてください。

○藤原義春委員長 税務課長。

○村松 優税務課長 こちらにつきましては、町のホームページ等で周知をしていく予定でございます。

○藤原義春委員長 戸張委員。

○戸張光枝委員 郵便等は使わないんですか。

○藤原義春委員長 税務課長。

○村松 優税務課長 こちらにつきましては、個別で、特に郵便等の通知については考えておりません。

以上です。

○藤原義春委員長 戸張委員。

○戸張光枝委員 ホームページだけで行き渡るとお考えでしょうか。

○藤原義春委員長 税務課長。

○村松 優税務課長 償却資産など計算される場合には、今はもうパソコン等などで様々な法改正対応のソフトウェアを使っている企業が多数と考えておりますので、今回の法改正につきましてもそれでカバーできるものと考えております。

以上です。

○藤原義春委員長 戸張委員。

○戸張光枝委員 分かりました。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲島委員。

○仲島雄大副委員長 お願いします。

償却資産の関係なんですけれども、そもそも全体でどれぐらい対象があるのかって把握されているのか、教えてください。

○藤原義春委員長 税務課長。

○村松 優税務課長 今年度の課税ベースでございますが、償却資産が541件でございます。

税額にいたしますと……、失礼いたしました。税額にいたしますと、約5億400万となっております。

以上です。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第65号議案 伊奈町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第65号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第66号議案 伊奈町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び伊奈町監査委員条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第66号議案 伊奈町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び伊奈町監査委員条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第66号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

総務課長。

○高山睦男総務課長 先ほど山野委員からの質問でございますが、15キロ以上通勤距離のある職員につきましては、17名ございました。

○藤原義春委員長 山野委員、よろしいですか。

○山野智彦委員 はい。

○藤原義春委員長 次に、第67号議案 町道路線の認定について（開発行為）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

仲島委員。

○仲島雄大副委員長 1点教えてください。

認定後に瑕疵が発生した場合、例えば舗装の沈下だったり側溝不良、排水不良が発生した場合には、これは開発業者に補修を求めるような形になるのでしょうか、町負担という形になるのでしょうか。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 その原因が、明らかに施工不良ということが原因であれば、瑕疵担保ということで開発者側に負担をしていただくような形になります。

○藤原義春委員長 仲島委員。

○仲島雄大副委員長 承知しました。

以上です。

○藤原義春委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第67号議案 町道路線の認定について（開発行為）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第67号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第68号議案 町道路線の認定について（その他）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 道路の完成ですけれども、焼却施設の建築を始めるまでに造り上げるという予定だと思うんですが、日程的にそのスケジュールはどうなんでしょうか。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 スケジュールなのですが、来年度から、用地買収の準備を行う予定になっております。それから、令和11年、12年、13年、そのあたりで工事を進めてまいりまして、14年度中の完成を目指してまいります。

以上です。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 先ほどお話し伺いましたけれども、買収はほとんどこれからという状況なんですね。その辺はどうでしょう。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 委員さんおっしゃるとおり、買収につきましてはまだ全然進んでいない状況でございます。

今年度、用地測量等で、用地買収に係る地主さんとは会ってお話する機会がございますので、その中で協力を求めていると考えております。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 地権者の方は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 今、詳細の設計ですとか測量を実施しているところでございまして、場所によっては交差点を少し広くしなければならないですとか、あと、一部かさ上げをして道路が高くなるところがございます。その場所につきましては、擁壁で対応すればその道路幅で済むのですが、例えばその費用を比較検討した結果、のり面で対応するという形になった場合には、少し広く用地買収をしなければいけないので、今の段階では、地権者が何人になるとか筆数が何筆になるかというのは、お答えすることができません。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 ざっとの人数でも難しいですか、数名か数十名か数百名か。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 例えば、14メートルの計画の幅で整備したという前提の中でお話しさせていただきますと、今のところ33人の地権者ということで予定してございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 ありがとうございます。

それから、道路なんですけれども、この道路は工事車両もそうですけれども、出来上がった後、収集運搬車等々が、いろいろ頻繁に走る道路になると思いますので、通常の町道並みの道路では多分耐久性がもたないんじゃないかなと思うんですが、恐らく国道並みのものが必要になると思いますけれども、その辺はいかがお考えでしょう。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 委員さんおっしゃるとおり、こちらの道路につきましては、通過車両等をある程度見込んでおりまして、1日当たりの想定交通量なのですが、250台以上1,000台未満という形で基本設計はしてございます。

あと、現地のほうが少し軟弱地盤等もございますので、路床の部分から改良させていただいて、ある程度大型車両が載っても沈下しない、その様な構造で工事を行いたいと考えております。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 それから、原市沼川を越えるわけなんですけれども、これも多分、橋を架ける必要があると思うんですが、相当頑丈な橋を造るということでよろしいですか。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 今回の街路築造工事におきましては、まず橋のほうが、実際河川改修の計画がございまして、河川改修の幅ですとか、それからどの辺まで広がってくるのか、現在の河川が、かなり蛇行しておりますので、それを真っすぐに整備するような形になってくると思いますので、川の位置が今よりも変わったりすることが考えられます。

そのようなこともありますので、今の段階から橋を架けてしまいますと、いざ河川改修をするときにその橋が使えなくなるということも十分考えられますので、今回ではボックスカルバート、現在の水路の断面と同じ大きさのボックスカルバートで工事は考えております。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 今出た河川工事はいつ頃の予定なんですか。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 今のところ、全然予定が立ってございません。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 最後に、中央駅のコンビニのところから町道あるわけですけども、これは現在ある町道とかぶるわけですが、出来上がった段階で廃止する、1本にするということなんでしょうか。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 当面の間は重複路線で考えております。今現在、町道第15号線というのがかかっておりまして、その15号線と今回認定させていただきます町道第22号線と一部区間が重複する形になってきます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 それは暫定的な措置ではなくて、2つの路線を持つということですとずっといくということなんですか。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 委員おっしゃるとおりです。

ただ、現在、町道番号がかなり欠番を生じている状況でございます。例えば、今回認定させていただきます町道第22号線なのですが、こちらは1級の町道という扱いをしております。1級の町道は現在、町道第1号線、2号、3号という番号が既に欠番になっております。大体半分ぐらい欠番になっているのですが、いずれ整理をさせていただいて、町道番号を振り直すなど、その様な事務が今後発生するのかなという様に考えられますので、その段階において、きれいに整理をさせていただきたいと考えております。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 以上です。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 お願いします。

今のやり取りの中で、町道認定した後に測量等とかも具体的に入るとのことだったと思うんですけども、となると、今、起点と終点は決まっているけれども、途中に関しては今のこのライン上ではなく、多少変動する可能性もあるという認識でよろしいでしょうか。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 既に都市計画決定をしておりますので、計画道路の中心線も既に決まっておりますので、基本はこちらの線形から変わることはございません。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 うまく進めてもらいたいなというところではあるんですけども、ただ、実際問題として、今日も現地見させていただきましたけれども、住宅の本当に真ん前を通るところが幾つかあるようなんですけれども、そこもまだ話もしていないということなのかなというところで。

実際、住宅に関係する件数というのが何件ぐらいあるのか。要は、自分の住んでいるところの敷地を通る、削れていくという部分が何件ぐらいあるか。そこが一番、許可というか、それがやっぱり一番難しいのかなという気もするので、分かるようでしたら教えてください。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 今現在、立入りをしながら測量を進めるところでございますので、実際その場所が宅地のどの辺りに入ってくるかというところが、まだ定かでないものですから、件数についてはこの後、測量が終わり次第ははっきりするかと思います。

○上野尚徳委員 分かりました。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第68号議案 町道路線の認定について（その他）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第68号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第69号議案 財産の取得について（A I オンデマンドバス運行車両）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

戸張委員。

○戸張光枝委員 お願いします。

福祉車両1台を導入するということなんですけれども、車椅子の利用者について1人のみ乗車可能となっております。車椅子の固定装置というのは整備されているのかどうかと。

あと、高齢者の方、障害者の方が利用する際に、運転手さんだけで安全に乗降介助ができるのか、それとも介助者の同乗が必要となるのか、教えてください。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 ただいまのご質問でございますけれども、車椅子につきましては固定装置が装着されているというような形のものでございます。

また、乗者するときには、ドライバーのほうで介助するような形で、お手伝いをさせていただくというような形でございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 戸張委員。

○戸張光枝委員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 お願いします。

まず、このMONET Technologiesという会社はどういった会社なのか、ちょっと教えてください。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらMONET Technologiesでございますけれども、こちらはトヨタ自動車とかソフトバンクと共同出資して設立をされた事業者でございます。こちら、電車やバス、タクシーなど様々な交通手段を1つのスマートフォンアプリなどでシームレスに結び、検索から予約、決済までを一括として行う次世代の移動サービス、そちらのほうを推進・開発している企業でございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうしますと、主に運行のソフト面ですかね、それを担うという会社だと思うんですが、いろんな仕組みをつくっていくということになると思うんですけれども、この委託をセットでやるということによってよろしいわけですか、車の手配と、併せてその委託もお願いしていくということでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 委員おっしゃるとおり、こちらシステムの開発のほうと、併せて車両の調達支援も行っていたかという形になります。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 車の委託のほうは今回入っていないと思うんですけれども、これは金額的に。システムのほうについては、おおよそ何か見積りとかつかんでいるのでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 システムのほうは既に契約を結んでございまして、契約額が2,015万7,857円で契約締結しているところでございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 分かりました。

次に、これ伊奈町で車を3台買うという形になるわけですが、車を自己所有にするということのメリットを教えてください。例えば、運行会社に車を持ってもらって、それを持込みでお願いするというやり方もあるとは思いますが、町で持つということで、所有者としての管理もいろいろ伴ってくると思うんですが、それ以上にメリットがあると思うんですけれども、教えてください。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 自治体所有のメリットというところでございますけれども、今回、スーパー・シティプロジェクト推進補助金の対象となっておりますので、そちらの補助金を充てることができるということが1つです。

そして、あとは車両の保守とか点検については、運行業務のほうに含めてお願いするような形になりますので、実際に自治体が車両を所有しているようなパターンというのは、ほかでも多くあるような形でございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 実際の整備するのは運行会社のほうにお願いするということですが、所有者としての責任もなくなるわけじゃないと思いますので。それで、補助は50%でしたっけ。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 委員おっしゃるとおり、50%という形になります。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 それから、車の台数、3台ということで、これはいなまるのほうの実績を踏まえて、3台でやっていけるということだと思うんですが、例えば便利だということでこれから需要が増えていくということになった場合に、その需要増に伴って車両を増車する必要が出てくるんじゃないのかといったことも考えられると思うんですが、そのときの車両の手配はどうなるのでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちら3台というのは、委員おっしゃるとおり、いなまるのほうの今の乗降客数、そちらのほうを基にして、台数のほうは決定したところでございます。

あわせて、これ実際に運行してみて、予想以上に乗客数が増えたというようなことであれば、車両の増大というのも視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 先ほどの債務負担行為の質疑でもありましたけれども、町民の方ですね、関心が高いところで、当初はいなまるがなくなるということで、それは困るという声が多かったんですが、このオンデマンドということに対して、また期待も今膨らんできているのかなと思いますが。ただ、情報が何しろ町民のところに届いていませんので、どういった仕組みでなるんだろうということで疑問は相変わらず出ています。ただ、期待は出ていますので。

それで、例えば停留所ですか、今のところから100か所増やすとかありますけれども、まだまだ公表できない部分が出ると思うんですが、随時的確な情報を何とか流せるように、あるいはデマンドってこういうもんだよということをできるだけどんどん流して行って、不安を払拭するようにしていただけないかと思うんですけれども、ご検討願えないでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちら町民への周知というところでは、広報の10月号に掲載をまずさせていただくと。オンデマンドバスとはどういうもんなんだと、どういうふうになるんですよということを紹介のほうはさせていただくというのが1つと。

あとは、9月中旬頃にホームページのほうで、特設ページというのはちょっとオーバーですけれども、その中で、このデマンド導入に至る経緯とか、そのあたりについても丁寧に説明はしていきたいなと考えております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 よろしくをお願いします。

以上です。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 お願いします。

契約と内容についてお願いします。

このMONET社ともう一者プレゼンをしたということで、その結果MONET社になったということなんですが、決定の要因をお知らせください。何がよかったのか、どうしてこちらになったのか、お願いします。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらの事業者決定のポイントでございますけれども、まず、予約システムの操作性が、とても高齢者の方に分かりやすい作りであったということが1つと。あと、提案された事業スケジュールから、令和9年4月からの運行開始の確実性が感じられたということ。そしてあとは、導入後の対応の柔軟性、あとは包括的な支援の対応がより可能であるとプレゼンで感じられたというところが、優れていた点であると考えております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 ありがとうございます。

次に、3台の車両なんですが、トヨタと日産と書いてあるんですよね。これはまだ決まっていけないものなのか。あと、このMONETさんの株主の中には日産は入っていないんですよね。なのに、なぜ日産が出てくるのか、そのところお願いします。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 プロポーザルを公募するときに、こちらの10人乗りという車両というのが、トヨタのハイエースと、あと日産のキャラバン、この2車種という形でしたので、そちらを仕様書に記載したものでございます。実際MONET Technologiesのほうは、納入する車両についてはハイエースという形になっております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 分かりました。ありがとうございました。

○藤原義春委員長 ほかに質疑ありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 よろしく申し上げます。

今回、このAIオンデマンドバス事業につきましては、令和6年度に実施した循環バス等運行検討報告書を基に検討した結果、決定されたと伺っております。

この運行検討業務、業務委託でしたものなんですが、今現在において、その検証の状況とか報告書についてというのがオープンになっていないので、この議案審査するに当たって、まずその辺を確認させていただきたいのと。事業の詳細についても固まってきていると思うので、ここで幾つか伺わせていただきます。

まず、1点目として、町内循環バス等運行検討業務の委託先であるとか、検討業務の経過、それから最終の報告というのは、町民に対しての公開はなされないのかどうか、伺います。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちら令和6年度に行った業務委託の報告書につきましては、受託業務者のノウハウ等が含まれているということで、事業者からも公表のほうは控えていただきたいというようなお話がありました。

しかしながら、切り替えることになった理由とか、そのあたりについてはしっかりと説明をしていかなければいけませんので、先ほどちょっとお話しさせていただきました、町ホームページ等にAIオンデマンドに切り替える経緯とか、調査の内容とか、そのあたりについては少し加工して皆さんにお伝えするような形で今、準備をしているところでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

報告書の公開はないということで、この場で改めてお聞きしたいんですけども、その運行検討業務、これがどういった工程で行われたのか。また、その最終報告の内容について、ここでお伺いできればと思うんですが、お願いいたします。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちら運行検討業務につきましては、まず今の現在のいなまろが抱えている課題というのを洗い出すという形からスタートしました。あわせて、町民アンケートを実施いたしまして、デマンドバスの導入を含めフラットな状態で調査を行いました。その中でどういう声があるのかというのを収集し伊奈町の面積、あとはその利用の状況から見て、どのような形が伊奈町の今後の地域公共交通として、適しているのか検討した結果が出たというような形でございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 最終報告の内容についてご紹介いただければと思うんですが、要は、オンデマンドバスへ切り替えるべきだという最終報告になっているのか、どのような報告状況になっているのでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 最終報告では、まず、再編案として3案が出てまいりました。1つ目は、現行のいなまろを拡充させると。双方向にすることなので、4台体制というような形にするという案が1つ。

そして、もう一つが、循環バスいなまろと、あとはA I 活用型オンデマンドバスの併用ということで、一番乗降客数が多いのが、いなまろのほうが大体午前中の2便、3便あたりが一番多いので、そのところまでは循環バスを走らせて、そしてその後はデマンドバスに切り替えるというような、そういうような案が出てきた。

そして、あともう一つが、A I オンデマンドバスに切り替えるというような形の3つの案が出てまいりました。

その中で検討した結果、今出ているいなまろの課題を解決するには、A I オンデマンドバス、こちらのほうに切り替えるのが最善であるというような形の報告が上がってきたもの

でございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ご丁寧にありがとうございます。

改めて確認なんです、その3案からオンデマンドに切り替えるべきとの報告が出たのは、業者から出たということよろしいですか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

続けて伺います。

このオンデマンドバス事業、他の自治体ではうまくいかなくて、撤退なんてしている自治体も幾つか聞くんですが、そういった自治体の検証はなされたのかどうか、伺います。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 デマンドバス導入を検討したけれども、その後、根づかないで循環バスに戻したと、そういうような事例があったということは承知しております。

町といたしましても、デマンドバスに切り替えることで、全ての課題が解決できるとは考えていないので、町民の皆さんからいただいた声を参考に、常に改善を図りながら、デマンドバスが多くの人に利用していただける地域公共交通となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 そうすると、実際に取りやめた事例の自治体の調査・検証というのは、具体的には行っていない、これまでのところには行っていないということになりますでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 実際に調査までは行っていないんですけれども、そういう自治体が3つほどあったというのは、情報を得て、課内でどういう理由があったのかというのは確認したところでございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

そうですか、分かりました。

続けて、今回購入するバスが通常タイプ、通常タイプとお呼びしていいのか分からないですけれども、普通仕様のものが2台、それから福祉仕様のものが1台ということなんですが、それぞれの車両価格について確認させてください。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 普通車両が1台、本体価格が450万円、そこにラッピングを施しますので、それが125万円。そしてあと、架装といって、中に手すりとかステップとか、そういうのをつけていくので192万円ほどになっております。合計で約766万円でございます。そして、福祉車両のほうですけれども、福祉車両については、車両本体としては同じく450万円、そしてラッピングについても同じく125万円、そして架装については、こちらは既にステップとかそういうのは福祉車両でついていきますので、こちらちょっと安くなりまして148万5,000円ほどという形です。合計で723万5,000円ほどかかるというような形でございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

先ほど五味委員からも質問があったのにも少し関係するんですが、以前の説明では、この車両は町が買って、運行会社は無償提供するという言葉が使われていたかと思うんですが、この無償提供というのは所有権を渡すんじゃなくて、車両を無償で使ってもらおうという意味合いでよろしいんでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

今回このMONET Technologiesさんのほうでは、システム導入と車両納入ということなんですが、こちらの会社は運行業務は請け負うような会社ではないんでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらについては、システムのほうなので、運行のほうは行っておりません。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

先ほど最初に聞きました検討報告書の最終の報告から、これまで事業の計画の中で、町の中で検討して最終報告と異なる計画としているような部分なんていうのはあるんでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 先ほどの答弁ともかぶってしまうんですけども、令和6年度行った業務委託で、再編案が3つ出まして、その案を、今度は令和6年に行った庁議・政策会議、そして地域公共交通会議、そちらを経て、デマンド交通が伊奈町にはふさわしいという形で決定したという形になりますので、こちらのほう町の考えと同じようなものになっております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 先ほどの質問で、3案から1案、切り替えるべきとしたのは業者さんからの報告って伺った気がするんですが、そうではないと。3案までが業者さんの報告で、それ以降は、委員会であるとか町主導の会議で決定したということなんでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 事業者からは3案出て、その結果、伊奈町の今後の地域公共交通としてふさわしいのがこのAIデマンドであるということが、事業者の報告書で出てきた。それを先ほどの庁議・政策会議、地域公共交通会議に諮ったという形になります。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 分かりました。

先ほどの第2案の当面併用、ニーズのある時間には併用してというのが、私としては、ばすっといなまるを完全になくして、完全入替えというのは多少リスクな部分もあるのかなと思うんですけども。当然、検討した結果そのように決められたということなんです、その決定した決め手、実証実験とか併用するような期間を設けないとした決め手はどういったものだったんでしょう。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 実証実験の関係でございますけれども、最初は定時定路線いなまるを運行しながら、デマンドの実証実験というのも検討はしたところでございますけれども、導入効果を十分に検証するには、やはり半年から1年は必要になってくるということになります。

また、実証実験を行うに当たって、AIデマンドの予約システム、そちらの構築というのが必要になってくる。また、端末とか車両の調達というの、実証実験には必要になってくるものでございます。ですので、実証実験を行った自治体のほとんどがそのままAIデマン

ドを導入している現状がございます。

また、並行運行にすると、利用者の混乱が生じてしまうというのと、デマンドといなまるの利用が分散してしまうので、デマンド導入の効果を十分に検証することが難しくなるというようなことを、事業者からもお話を聞いておりました。

あとは、いなまるとデマンドの運行コスト、この二重化が発生してしまうということ、そのあたり総合的に判断し、実証実験は見送ったというような形でございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 そうすると、大きな要因としては、そこまで大きい、始めるには大きいお金をとにかく投入しなきゃいけないので、それだけのことをしたらやり切りましょうと。実証実験的なことをやると、いずれにしても二重にお金がかかってくる。手をつければやらないわけにはいかないのかというような、ざっくりといえますか、まとめるとそのようなニュアンスで認識でよろしいでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

先ほど、五味委員からもありました、町民の方から利用に関しての不安の声というのが様々出ていて、前も別の議員からも出ていたんですが、一番私のところなんか行くのは、やっぱり病院からの帰りが、帰りの時間が診察、会計が終わらないと分からないので、予約というのが難しいと。これまでであれば、時刻表どおりにバスが来てくれたので、そこまで時間潰すなりして乗ればよかったけれども、会計終わってから予約ができるのか、乗れるのか分からないというのが、以前、別の議員からも出ていたかと思うんですが、その辺に関しては、今のところ対応策というのは、以前の話し以降、何か設定したりということはないんでしょうか、今現在においては。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 病院の帰りの予約というところなんですけれども、システムの中で往復予約というのが可能になっておりますので、時間が分かれば往復予約という形でご利用いただく形ができるのかなと思っております。そして、診療時間がちょっと分からないということであれば、やはりそのときに予約をしていただくという形になってくるかなと思いま

す。

先行自治体の事例が幾つかありますので、そのあたりを含めて検討しているところになります。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

先ほど、併用の場合の計画にもあったんですけども、やっぱり病院ですとか老人福祉センターへ行かれる時間というのは、ニーズが殺到すると思うんですね。今、10人乗りが3台で対応するという事なんですが、そこのニーズが集中したときに対応し切れるのか。また、病院とか老人福祉センターじゃないところへ行きたい人のニーズに、その時間帯に應えるというのが、ちょっと混乱するのかなと思っているんですが、ニーズが高まる時間帯への対応というのは今、システム上含めて、どのような方向性で考えていらっしゃるんでしょう。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 今のいなまが、1時間に1本ということで、どうしても病院などに行くとき、そのバスに乗らないと間に合わないというので殺到するというのがございますけれども、デマンドになると、自分の行きたい時間に予約になりますので、多少そのあたりが分散されて、平準化されてくるのかなと考えております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 私の例示がいけなかったのかもしれないんですけども、病院の午前、朝の受付の時間とか、老人福祉センターにお風呂に入りに行く人というのは集中すると思うんです、分散しないと思うんですよ。そこの集中したときの対応力というのが、どのように考えておられるのかというのを伺っています。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 零時04分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を再開します。

危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 すみません。ありがとうございます。

今のいなまるの最大乗車人数というのが、8人との調査の結果が出ております。その結果から、A Iで予約をしていく形になるので、そこについては対応可能かと思っているところでございます。ただ、運行してみないと分からないところがありますので、今後そういうときの対応については、ほかの自治体の取組も調査しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 現状、最大8人ということなので、10人乗りが2台もあればいなまるの代替は可能であろうと、残りの1台でほかのニーズにも応えていけるだろうという、仮定ということで受け止めさせていただきます。

今日、町内視察でも乗った車両も似たような感じになるかと思うんですが、やっぱり車両がうんと小さくなる、通路とかも小さくなるということで、ベビーカーとか、あとは高齢の方が手押ししているシルバーカー、こういったものというのは載せられるようになるんでしょうか。かなり厳しいんじゃないかと思うんですが、どのようになりますでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 ベビーカーとかシルバーカーになるんですけれども、そちらについては乗せることは可能なので、通路とか、そういうところに載せていただくような形にはなってくるのかなと思います。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 実際問題、かなり厳しいと思うんですけれども、今のベビーカー、あとバギーのサイズとかから考えると、今、町で町内視察行ったりしているハイエースなんかとサイズは変わらないと思うんですが、あの通路にベビーカーはかなり厳しいかと思うんですけれども、そこは大丈夫ということで受け止めてよろしいんでしょうか。

○藤原義春委員長 くらし産業統括監。

○澤田 勝くらし産業統括監 そもそもハイエースの10人乗りのグランドキャビンというのが、2ナンバーの14人とか乗れる車と同じサイズになっています。それなので、後ろの荷室の部分というのは、町のハイエース同様大きくなっていますので、そういったところを利用していただければ、全員がベビーカーを持ってくるわけではないので、そういう中で対応できる

ということで、車種のほうは選ばせていただいておりますので、対応できるものと考えているところでございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

そうすると、イメージすると、ベビーカーとか基本畳んで荷室に載せてもらって、赤ちゃんは抱いて乗ってくださいというのが基本になりますか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 ベビーカーは畳んで、そして子供は抱いて乗っていただくような形になります。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 運行してみてというところかと思うんですが、その辺も確認していきたいと思います。

最後に1つだけ。運賃に関してはこれからというふうに先ほどおっしゃっていたかと思うんですが、運賃を決める会議体の名前をもう一回教えてください。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 運賃協議会という形になります。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ちなみに、その構成というのはどういった方が入られるんですか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 基本的には地域公共交通会議のメンバーと同じで、交通事業者や県の交通政策課の方とか、公共交通に知見のある方たちが入って審議していただくような形になります。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 以上です。ありがとうございました。

○藤原義春委員長 川内委員。

○川内雅人委員 納期についてお伺いします。

今回、随意契約をされたのは、車の納期が確定できるから随意契約ということなんですけれども、これは売買契約書には書かれないものなんでしょうか。納期遅延の場合の対応みたいなものは、物品売買契約書には書かれないものなんでしょうか、お伺いします。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 参考資料のほうの物品売買仮契約書があるんですけども、そのところに納入期限ということで、令和9年3月31日という形で明記はさせていただいております。

○藤原義春委員長 川内委員。

○川内雅人委員 すみません、その期限が守られなかった場合の。一般的に多分、納入遅延のペナルティーみたいなものが何パーセントとかって書かれることが多いと思うんですが。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 零時12分

再開 午後 零時13分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 すみません、お時間いただきまして。

契約書というか、伊奈町契約約款に記載がございます。履行遅延の場合の違約金というところがありまして、第8条に、「こちら受注者の責めに帰すべき理由により納入期限内に納入することができない場合において、納入期限後に納入する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は違約金を徴収して納入期限を延長することができる」といった一文がありますので、こちらが対象になってくるものです。

○藤原義春委員長 川内委員。

○川内雅人委員 ありがとうございます。

何らかのそのペナルティーみたいのが発生するようですけども、それはどちらかというときさいな話で、そうなった場合に、4月1日からオンデマンドバスが導入できない、遅延になって。でも、いなまるは3月末日で終了しているという、導入までのタイムラグが発生するリスクというものはあるものなんでしょうか。あるのであれば、その対応というのはどうお考えか、お聞かせください。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 零時15分

再開 午後 零時 16 分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 すみません、ありがとうございます。

車両については既にもう確保済みであるということで、早ければ2月に納車ができるような状況で今進んでおりますので、遅延は発生しないものと認識しております。

○藤原義春委員長 仲島委員。

○仲島雄大副委員長 何点かあります。

随意契約の中の文章を読んでいると、年内の納車が難しいと。通常の販売店では納車が難しいというふうな言葉が出てくるんですけども、難しいと認識した日はいつですか。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 零時 17 分

再開 午後 零時 17 分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 すみません、ありがとうございます。

こちら、今年度入って4月の頭に、この事業が動くときに事業者のほうにヒアリングをして、納入が今年度中というのは確約ができないことを確認したところでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 仲島委員。

○仲島雄大副委員長 そもそも自動車の納期が以前よりも長くなっているという認識は、危機管理課のほうでは持ってらっしゃったんでしょうか。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらについては、認識のほうはしておりました。よって、4月の早いタイミングで確認をしたところでございます。

○藤原義春委員長 仲島委員。

○仲島雄大副委員長 そもそもこの事業に関しては、もっと前から話が出ていたような形ですよ。であれば、事前にどんな状況なのか把握しておくということも必要じゃないかなと私は考えるんですけども、その辺のところのご見解を教えてください。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらの事業の予算の議決をいただいたのが3月中旬ぐらいになりますので、そのあたりから調査はしていたところでございます。

○藤原義春委員長 仲島委員。

○仲島雄大副委員長 文章の中には、車型式が変わるという言葉が出てきているんですけども、型式が変わる場合は法規対応で型式が変わるような形になっているんですけども、自動車販売会社は多分もっと前から状況を知っているんですよ。

私、自動車関係で働いているものですから、その辺のところはよく分かっていて、購入する際のお客さんにはその条件を提示した上で、新しいものにするのか旧型にするのかという話が結構前から出てくるんですけども、そういう話は一切なかったのでしょうか。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 零時20分

再開 午後 零時22分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらデマンドへの切替が決定したところから、自動車販売会社にも確認しましたがけれども、新型の車両が発売されるということで、受注調整が出ていて、いつ車両が入るかとか、そのあたりについても全く不透明であるというような回答でした。確実に車両を調達できる方法というのは、システム事業者、こちらのほうが独自の調達ルートを持っているとのことであったため、今回は同システム事業者に随意契約としたところでございます。

○藤原義春委員長 仲島委員。

○仲島雄大副委員長 次に、車両の価格なんですけれども、2,400万円ぐらいかかっています

が、これ何を根拠としてこの金額を算出したんですか。例えば、ほかの自治体を参考にしたとかというものがあれば、それを教えてください。

○藤原義春委員長 危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 こちらの金額は、プロポーザルの参加事業者、こちらのほうから見積りをいただいたその金額という形になっておりまして、複数の業者に出していただきましたけれども、価格差というのはほとんどなかったもので、この金額については妥当であるというような形で考えております。

○藤原義春委員長 仲島委員。

○仲島雄大副委員長 次に、先ほど川内委員のほうも話ししていましたが、契約書の中に契約保証金なしという形になっているんですが、調べてみたところ、伊奈町契約規則第4条第1項では、原則として契約金額の100分の10以上の契約保証金を求め、第2項では一定の場合に免除できるとされています。

今回の免除は、第4条第2項何号に基づくものなのか。その要件を満たしているという判断した理由を、何条なのかという根拠を教えてください。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 零時25分

再開 午後 零時39分

○藤原義春委員長 休憩を解いて、会議を再開します。

仲島委員。

○仲島雄大副委員長 これで最後の質問になります。

A I オンデマンドバスを導入した後、現在より町民の方にとって便利になったというのをどのような数字で評価する予定なのか、それを教えてください。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 零時40分

再開 午後 零時41分

○藤原義春委員長 休憩を解いて、会議を再開します。

危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 すみません、お時間いただきまして、こちらのほうの数値というようなところですけども、こちらはスーパーシティプロジェクトの中でK P I が設定されておりまして、その中で鉄道やバスなどの公共交通機関を利用しやすいと思う住民の割合を基準値として設定しております。その基準値が一つの基になるのと、運行した後も継続的にこれとは別にアンケート調査というのを実施していく予定でありますので、その中で利便性が上がったかどうかというのは、常に確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 仲島委員。

○仲島雄大副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○藤原義春委員長 町長。

○大島 清町長 最後に仲島委員から、町民が喜んでああよかったと言われるように、私もとしても取り組んでこれからいきたいと思っています。私、行田市と本庄市に視察に行かせてもらったんですよ。実際に乗ってきました。そういう中で、行田市は70平方キロあるんですよ。本庄市は90平方キロ、面積が。伊奈町は15平方キロ。それじゃいわゆるバス、今ある「いなまる」のことですけども、いなまるは要らないね、デマンドバスが3台あれば十分ですよ、行田は70平方キロでデマンドが3台とバスが2台で回っているのだそうです。15平方キロの大きさということは、町民にとって非常にデマンドはやりやすいと思いますよという話を、行田市長から聞きました。私はそれを聞いて、ああそういう意味では電話をして30分以内には必ずそのバスが来ると、デマンドが来るということで、病院に行きたいんですけどもと言ってすぐ行かせてもらって、病院が終わったらまた電話をすればすぐ来られるというのが、15平方キロの中で3台あれば十分対応できるかなと思っています。これはまたやってみないと分からないことなのですけれども、3台やって先ほど五味委員の質問で足りなくなるかもしれないよというふうなこと、議長のほうからも話がありましたけれども、足りなければまたもう一台足したっていいじゃないかと私は思っています。

そういう中で、今現在の中で3台あれば、本庄の市長の話も聞いたりした中でも十分対応できるかなというふうに思っています。それぐらいどんどん利用してもらいたいと思っていますので、これからも事前P Rが一番大事だと思うので、先ほど五味委員のほうから話があ

りましたけれども、こういうものだということを10月号に載せるという今話がありましたけれども、何回かPRをさせていただいて、デマンドというものをよく理解をしていただいて、町民の皆様方に愛される、すぐ電話できる、利用できるということをやっていかなくちやまたならないと思うので、事前PRが非常に大事だなと思うので、しっかりとこれをやってまいりたいと思っております。

終わってから今アンケートという話がありましたけれども、ああ便利になったねという町民の皆様方の声をもう本当に聞きたくてしょうがないという、そんなことであります。取りあえずいろいろこう手探り状態でありますけれども、やってみましょう。また議員の皆さんからもこういう点は直したほうがいい部分を、ご示唆をいただければなと思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思っております。

○藤原義春委員長 ありがとうございます。

危機管理課長。

○矢部 剛危機管理課長 大変お時間いただきましてありがとうございます。

先ほどの契約保証金の関係ですけれども、伊奈町契約規則第4条のところで、随意契約を締結する場合において契約金額が200万円以下であるとき、または契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときというところがございます。こちらの事業者については、同様な事業規模の案件をほかの自治体でも行っているということ、そして、今回のプロポーザルを行うに当たっても、遅延なく納入することができると、事業者も言っておりますので、そこを考えてこちらは免除という形にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 仲島委員。

○仲島雄大副委員長 承知いたしました。以上になります。

○藤原義春委員長 特にほかに質疑はないですね。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 それでは、質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第69号議案 財産の取得について（A I オンデマンドバス運行車両）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第69号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次の審査に移ります。

ここで、請願に関する部署以外の執行部は退席をお願いします。ご苦労さまでした。
暫時休憩します。

休憩 午後 零時48分

再開 午後 零時50分

○藤原義春委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、請願受付第1号 丸山地区新幹線側道の道路構造改善に関する請願を議題とします。

本日、議会基本条例第5条第4項の規定に基づき、請願人の渡辺操氏と細田勝男氏にご出席いただきましたので、ご意見をお伺いしたいと思います。

なお、請願人は、質疑に対して発言する際は、必ず挙手をして、指名されてからご発言ください。

また、発言の際には、その都度、氏名を述べて発言いただくようお願いいたします。

また、議員に対し、質疑をすることができないようになっておりますので、あらかじめご了承ください。

請願者は、請願内容の範囲を超える発言はできません。意見陳述者は、個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、個人、団体への誹謗中傷や名誉を棄損するなどの発言をしないように注意してください。

ご意見をお伺いする前に、進行方法について申し上げます。

請願人から5分以内で意見を述べていただき、その後、議員から請願に対し、質疑を行う

ことといたします。

なお、発言の際には、その都度委員長の許可を得て発言くださるよう、お願いいたします。

それでは、よろしくお願いします。

請願人の渡辺さん。

○**渡辺氏** 請願人の渡辺です。今日はどうもありがとうございます。

請願としては、丸山地区の新幹線の側道の整備について請願したいと思います。

町道の4239号及び4240号、これは東北新幹線の側道になります。この道路は、昭和56年に東北新幹線が開通し、その後しばらくたってからU字溝の整備などが行われて、町に払い下げられたと自分では認識しております。そこに今は舗装道路で舗装の厚さは多分5センチぐらいしかないだろうと思われるところに、1日当たり相当の台数の大型車が通るということで、路面は非常に荒れていて、ところどころ修繕していることは十分自分たちも認識しておりますが、それだけではとても追いつかなく、また、住んでいる人たちも路面が荒れていることによる騒音、振動、ほこり、その他いろんなことに対して物すごく不満を持っているという状態で、今回の請願になりました。

1日当たり特に途中に何か所も大型車両を置いている駐車場があつて、それからその車両が出ていって、また仕事へ行って帰ってくるという普通の駐車場としての形態のほかに、途中に大きな土砂のストックヤードがあつて、そこに毎日約200台ぐらいの大型車が入り出しているという状態です。そのために、先ほど言ったような騒音とか振動とかそういうものが常に発生していて、それに対する近隣住民、沿線住民の苦情や不満は相当なものと思われま

す。

そこで、私たちが考えているのは、新幹線の側道の道路の砂利が何センチ入っている、舗装が何センチ入っているというのが町の基準に適合していなく、その国鉄の払い下げた道路ということになっていてということではないかということと、それをどっちにしろ5センチの舗装だと当然もたないでしょうから、根本的に深く何十センチも掘り下げて、砂利とかそういうものを全部入れ替えて、舗装も県道並みとは言わないけれども、大型車が十分耐えられるようにしていただけたら、少しはそれに対する改善にもなるし、近隣住民の理解も得られるんじゃないかというふうに考えて今回の請願をさせていただきました。

今のところは、以上です。

○**藤原義春委員長** ありがとうございました。

以上で、請願人のご意見の陳述は終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対して質疑はありませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 お伺いします。

私、現場も見て実感はしているのですけれども、道路が非常に荒れているというのは、そのとおりだと思います。歩行にも支障があると請願人がおっしゃいましたので、やはりお年寄りですとか、歩く場合につまずいたりとか、それから、車なんかも結構傷むんじゃないか、タイヤはもちろんのこと、傷むんじゃないかと思うのですけれども、その辺について実感としてご意見あれば伺いたいと思うのですが。

○藤原義春委員長 請願人。

○渡辺氏 その歩行者については、あそこに丸山駅からD I Cに向かって行っている従業員の方が相当多くて、朝夕相当通っております。あと、途中で新日本リネンというクリーニングみたいなのをやっている会社に行っているパートの女性なんかも相当通って歩いているところを見ると、やはりそれは痛切に感じます。また、栄北高校の生徒、そういうのも通ります。あと、この道路は一方通行なので、公安委員会のほうでグリーンベルトとかを引いてあるのですけれども、今現在確認したところ、そのグリーンベルトがまともに機能してあるようなところというのがもうほとんどないぐらい、当然、大型車のタイヤについた砂とかそういうもので削られているような状態なので、相当表面は荒れているような状態なので、一応そういうところですよ。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 よろしくお願ひします。

請願の趣旨自体はよく理解できますし、修繕の必要だとか、調整の必要もあるのかなと理解するのですけれども、請願というのは、もういろいろと町も優先順位をつけながら順番に取り組んでいる状況なのですから、この請願に関しては、そういった順番もなるべく今の順番より前倒しにしてもらって進めてもらいたいという思いがそこにあるのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○藤原義春委員長 渡辺さん。

○渡辺氏 渡辺です。

できれば、例えば、これだけの規模の工事になると、多分一遍にやることはできないだろ

うし、一方通行とかがあるので、何年かに分けてやるとか、1工区とか2工区とかに分けてやるような形になると思うのですけれども、それでも早速もう来年にでも調査、測量とかそういうものをやっていただいて、数量とかそういうものをある程度出していただいて、あと、地元の人の意見を聞いて調整、設計をしていただいて、その先、再来年あたりからそういう工事をやっていただけたらと考えているのが現在の心境です。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 それでは、以上で請願人に対する質疑は終わりました。

請願人は退席をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 零時59分

再開 午後 1時00分

○藤原義春委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今回の件で、委員の皆さんから執行部の方に質問があれば、お願いいたします。

五味委員。

○五味雅美委員 この問題、この道路については、大野議員が一般質問でも取り上げて、執行部のほうとしても工事を検討するという答弁があったかと思うのですけれども、その辺について、どのくらいのスケジュールで考えられているのか、もう少し具体的に聞かせていただけますか。この道路についての対応について。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 この請願の路線に限らず、町内には修繕を進めていかなければいけない路線がほかにもございます。それぞれの損傷状況ですとか、それから交通状況などを見極めながら、今の段階では順位づけというのは非常に難しいのですが、その辺を検討しながら修繕のほうは実施していきたいと考えています。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 もう一点、この道路は、請願でも説明していましたが、新幹線の工事用道路として造ったものを町に払い下げたと、譲渡したという形なので、町の道路基準にそ

もそも合っていないんじゃないのかという説明がありましたけれども、その辺はいかがですか。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 委員さんおっしゃるとおり、そちらの道路につきましては、路盤が入っていないのは事実です。舗装についても、5センチと薄いところがほとんどですので、請願人のおっしゃるような内容ということで理解はしております。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうしますと、もともと町道としての基準を満たしていなくて、弱いところでもってさらに大型車両が頻繁に1日200台とかという形で通っているということですから、しかもこれは45年たっているわけですね、新幹線から以来ですから、そういう意味では、傷み方がひどいのはしょうがない、やむを得ない事態であるという認識でよろしいでしょうか。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 おっしゃるとおりでございます。

○藤原義春委員長 ほかに。

上野委員。

○上野尚徳委員 先ほども申し上げましたけれども、内容に関しては一定の理解を示すところです。その上で、今も答弁の中に町道の部分までは行っていないかなというところだと思うのですけれども、その上であえて聞くのですけれども、ほかにまだまだ優先すべき道路がある、そういった認識で町はいるのかどうか、一つそこをお聞かせください。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 ほかに修繕が必要な道路というのが、例えば、消防署の前の通りであったりですとか、それから、いな穂街道であったりとかというところが、交通量に対してやはり道路の強度というのが少し不足しているのかなと考えております。そちらの修繕も当然考えていかなければいけないと思っておりますので、請願の2路線ということに限らず、もう少し広い部分で修繕のほうは検討していきたいなと考えています。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 この請願を我々で議決した場合なのですけれども、そうすると、町としてはこの道路をほかの道路より優先して取り組むように、こういう言い方はあれですが、せざるを得ないような状況になるという認識でよろしいでしょうか。

○藤原義春委員長 都市建設統括監。

○**今野茂美都市建設統括監** 繰り返しになりますが、この道路のほかにも、町には当然道路管理者としては、広幅員の道路だったり交通量が多いなど、その他にもやはり破損が厳しいところについては優先的にやっていくという中で、この道路についても検討する余地はあるのだと思うのですが、ほかの道路とやはり比較して、請願が通ったからといってまず上位に来るというものではなく、同じ道路としての評価をして、まずはこの修繕はどこが一番最初にやったほうが効果的だとか、そういったところを検討して予算管理をしていくという判断でやっていきたいなと考えております。

○**藤原義春委員長** ほかに質問はありますか。

〔発言する人なし〕

○**藤原義春委員長** 執行部に対する質問は特にないですか。

〔発言する人なし〕

○**藤原義春委員長** そうしたら、執行部と傍聴人の方の退席をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時19分

○**藤原義春委員長** 休憩を解いて、会議を開きます。

ただいま休憩中の打合せの中で、委員によっていろいろ意見が分かれました。不採択と言う人もいれば、採択もしくは採択はできないけれども趣旨採択というふうな、3つの意見がありましたけれども、それを踏まえてこれから趣旨採択に賛成かどうかの……

五味委員。

○**五味雅美委員** その前に発言させていただきたいのですが、私は、この請願の紹介議員というでもありますので、この請願書の趣旨を尊重して採択されることを主張したいと思います。

町のほうでいろいろと道路がある中で、優先順位の問題があるとか言われています。確かにいろいろな問題があると思うのですが、この道路がそもそも町の基準に沿っていないということもありますので、これは早急に手をつけるべきではないかということもあります。そういった意味で、紹介議員という立場もありますし、この請願を採択されることを主

張したいと思います。

○藤原義春委員長 今回の五味委員の意見を受けまして、採択かどうかをまず図ります。それで……

〔発言する人あり〕

○藤原義春委員長 どうぞ、意見を言ってください。ほかの意見がある方はいますか。
上野委員。

○上野尚徳委員 先ほども申し上げましたけれども、内容自体に関してはそのとおりだなというところもあるのですけれども、やはり限られた予算の中で町全体を運営していかなくちゃならないので、優先順位に関しましては、町のほうでしっかりと管理しながら進めていくといった内容の答弁が町からもありましたので、今回の請願はもうすぐにでも取り組んでもらいたいという請願人の思いがありました。そういう意味では、すぐに取り組むというのは難しいのかなという状況だと認識しますので、内容は分かるけれども実際行うのは難しいという意味も込めて、趣旨採択という形で判断を私はさせてもらいたいと思います。

その上で、趣旨採択というものが法規上どうなのかという部分もあるのですけれども、その辺、趣旨採択ということを委員長が認めていただけるかどうかということも、併せて委員長に逆に質問させてもらいたいと思います。

○藤原義春委員長 委員長としては、今回の案件について趣旨採択とす諮るのは妥当であると。

○上野尚徳委員 では、趣旨採択も選択肢の中に入れていただけるということで。

○藤原義春委員長 はい。

ほかにはありませんか。意見があれば。

山野委員。

○山野智彦委員 請願の趣旨は本当に充分に分かります。ただ、基準を満たしていない道路はいっぱいあって、いろんな補助金の関係でもそこができていない道路がいっぱいあります。なので、趣旨は十分に理解いたします。ただ、そのままストレートにして優先順位を上げるという結果になるのは、それはそれでまた難しい問題が含まれておりますので、趣旨採択を私はしたいと思います。

○藤原義春委員長 今ご意見が出ている中で、趣旨採択をするということに賛成か反対か諮る、五味委員からは、これがとにかく採択か不採択かも迫ってほしいという意見がありましたけれども、これはどうしますか。

上野委員。

○上野尚徳委員 普通に趣旨採択の人の起立を求めればいいんじゃないかと思うので。

○藤原義春委員長 では、趣旨採択ということで諮ろうと思います。

これより請願受付第1号を採決します。

本件について、その趣旨を採択することで、趣旨採択との意見がありますので、まず、趣旨採択についてお諮りします。

本件について、その趣旨を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立多数であります。

よって、請願受付第1号は、その趣旨を採択すべきものと決しました。

以上で総務建設産業常任委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

次に、協議事項の3、その他に移ります。

所管事務調査、視察研修の日程等について、事務局から願います。

○森田範仁事務局長 今資料を飛ばしますので、少々お待ちください。

届いたでしょうか。ありがとうございます。

総務建設産業常任委員会の所管事務調査についてでございます。

実施期日でございますが、10月20日から21日の2日間、視察場所は、埼玉県東松山市と新潟県南魚沼市でございます。

行程表でございますが、初日、10月20日につきましては、伊奈町役場を11時に出発しまして、圏央道により東松山市へ向かいます。途中、昼食を取っていただき、午後1時30分から視察を受けます。視察後、関越自動車道東松山インターから南魚沼市へ向かいまして、宿泊は市内にありますホテルダ・フェールイン六日町というホテルで宿泊となります。夕飯は18時30分からを予定しております。

翌日、2日目でございますが、9時40分にホテルを出発しまして、南魚沼市役所に向かいます。おおむね2時間程度の視察を行いまして、その後、昼食休憩を取り、伊奈町役場へ帰庁の運びでございます。到着時間でございますが、おおむね午後4時10分を予定しているところでございます。

例年お願いさせていただいておりますが、当日のバスでのルートの変更ですとか、その辺はご容赦いただきたいと思います。

また、保険の手続の関係がございますので、この後、委員会が終わりましたら、皆様のほうにその保険の申込み、お名前、ご住所をご記載いただきたいと思いますので、よろしくお

願いでできればと思います。

また、食事をお取りになる中で、何かアレルギー、こういった食は遠慮したいんだというのがありましたら、併せてお申出いただければと思います。

私のほうからは、以上です。

○藤原義春委員長 ありがとうございます。

何か事務局に対して質問はございますか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 ないようですので、閉会の前に仲島副委員長より挨拶をお願いします。

○仲島雄大副委員長 長時間にわたりお疲れさまでした。

○藤原義春委員長 これをもって閉会とします。お疲れさまでした。

閉会 午後 1時28分